

## 第1回大空町農業委員会総会議事録

令和2年7月20日第1回大空町農業委員会総会は、大空町女満別研修会館大会議室に召集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者（仮議席順）

1番 石田正俊	2番 石原せつえ	3番 伊藤博幸
4番 上田英樹	5番 遠藤哲也	6番 岡本シゲ子
7番 小川一浩	8番 斎藤宏幸	9番 佐久間 仁
10番 佐藤廣治	11番 佐野一義	12番 高橋敬義
13番 長尾照幸	14番 仲西政克	15番 丹羽真治
16番 原本勝広	17番 福田重幸	18番 福田英信
19番 増子昭雄	20番 真鍋 剛	21番 森 英章
22番 森賀裕司	23番 渡邊恵二	24番 渡辺 誠

#### (2) 欠席者

なし

### 2. 職員等の出欠状況

大空町長 山下 英二	事務局長 井上 透	主 査 河西 伸哉
主 事 片山 樹弥	主事補 河面 玲央	

第1回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

井上局長	<p>それでは任命式に引き続き、総会に移らせていただきます。</p> <p>まず、座席についてご説明申し上げます。皆様におかれましては、本日より新しい任期となりますので、現在ご着席いただいております議席につきましては五十音順による仮議席となっております。後ほどの審議結果により正式な議席を決定させていただきますのでご了承願います。</p> <p>なお、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により「農業委員会委員の任期満了による委員の任命後、最初に行われる総会は市町村長が招集する」こととなっておりますので、本総会は町長が招集しておりますことを申し添えます。</p>
山下町長	<p>ただちに大空町農業委員会総会を開催いたします。</p>
井上局長	<p>それでは日程第2、山下町長よりご挨拶申し上げます。</p>
山下町長	<p>改めまして皆さんこんにちは。</p> <p>それぞれお忙しい中、今日は新しい任期によります第1回目の農業委員会の総会にご参集をいただきましたことに、まずもって御礼を申し上げます。</p> <p>ここ数日夏らしい天候が続いております。ただ、明日からは少し雨模様という予報も出ております。</p> <p>まもなく麦の刈取りの時期を迎えるということになりますけれども、農業者の皆様にお聞きをいたしますと、まずまずの出来ではないかと、このように伺っているところでもございます。なんとか収穫の本番の時期が、雨の無い穏やかな中で収穫が出来ることを期待するところでございます。</p> <p>また、この総会の前段、今回は前回から比べまして3人定数が減りましたがけれども、24名の新しい農業委員の方々に辞令交付をさせていただいたところであります。</p> <p>皆様方は自治会でありますとか営農集団、そして地域の農業者の方々から農業委員として適切な方であり大変地域のリーダーである、ということのご推薦をいただき、選考委員会での経過をふまえながら6月に開催されました第2回の大空町議会に提案をさせていただいたところでございます。議会におきましては、それぞれ全ての方が満場一致で議会の議員の皆さん方のご同意を得たところでございます。今後3年間、皆様方ぜひ地域の農業のためにまたご活躍をいただければ</p>

ありがたいと思っっているところでございます。

今回は24名のうち11名の方々が、2期目3期目ということでございます。ぜひ、今までの経験を活かしながらかれからも地域の農業を牽引していただきたい、そのように思います。

また一方で、13名の方々が今回初めて農業委員としてご活動をいただくものでございます。

新たな視点、そして新しい価値観、そういったものをぜひこの農業委員会に吹き込みながら、先輩方と共にこの地域の農業を支えていただければありがたいと、そのように思うところでございます。

農業委員会の委員の皆さんのお仕事、その中心は地域の中にあります農地の賃貸借でありますとか、売買のあっせん業務というものが中心になろうかと思えます。当然、全ての方々の希望に全て沿うということはなかなか難しいというのが今までの現状でございます。ご苦労も多いことと思えますが、何卒よろしくお願いを申し上げたいと思えます。

一方で、大空町にはまだ耕作放棄地というものが存在いたしません。それは今まで先輩方が、農業委員の方々が、骨身を惜しまずご苦労いただいたからこそ、地域の中で全ての農地が活用されているということになってございます。そういった役割を担っていただかなければならないということでございますので、何卒よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

また近年は農業の現場におけるスマート農業という言葉が随分と使われるようになりました。様々な新しい先端の技術を駆使しながら、省力化を進めていくということでございます。

大空町におきましても本年度、農村部における光ケーブルの敷設を行うという事業がスタートをしております。何とかこの年度中に敷設を終えて、新しい営農年度からは、農業の現場でもそういったものをぜひ活用いただきたいものと思っておりますけれども、ただ、農業は大規模化そして機械化がどんどん進めばいいということばかりではないと、そのようにも思っております。地域の中にはまた、仕事の内容によっては人の手を介さなければならないものもまだまだございますし、なにより地域の農業者の方々が町の元気を支えているわけでございますので、そういった方々が少なくなっても仕方がないというわけにはいかない、そのように思っております。大空町においても、多様な農業、そして色々な業種からまた農業を志したいという方々も受け入れていかなければならないと、そのように思っております。

農業後継者の配偶者対策でありますとか、さらには異業種からの参入、そういったものを見据えながら、地域の中には担い手育成センタ

	<p>一でありますとか、さらに、この春から町に設置をいたしました移住定住の支援室などがあります。そういったセンター的な機能の役割も十分発揮をさせながら地域の農業をしっかりと守っていただきたい、いきたいと思っておりますので、皆様方のご理解とご協力をこの場を借りてお願いを申し上げます。</p> <p>先程の辞令にありまして、皆様方の任期、3年間ということでございますけれども、ぜひその期間の中でそれぞれご活躍、そしてご健勝でありますことを心からご祈念を申し上げて挨拶とさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお祈りを申し上げます。</p> <p>それでは、日程第3に移ります。</p> <p>農業委員会事務局職員の紹介をさせていただきます。</p>
事務局職員	(各自、自己紹介)
山下町長	<p>つづきまして日程第4、ご出席の農業委員につきましては、任命後初めての総会ということであり、ご存知の方もいらっしゃるかと思っておりますけれども、臨時議席番号1番の方から順に自己紹介をお願いしたいと存じます。</p>
委員	(1番から24番まで順に自己紹介)
山下町長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より諸般の報告をいたさせます。</p>
井上局長	<p>本日の総会は、委員任命後最初の総会ですが、本委員会の委員総数は24名であり、ただいまの出席委員は全員であります。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定により在任する委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立しております。</p>
山下町長	<p>日程第5「臨時議長の選出について」を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。地方自治法第107条に「年長の委員が臨時に議長の職務を行う」と規定されておりますので、これを準用し、年長者の〇〇委員を指名させていただきたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)

山下町長	<p>ご異議なしと認めます。  よって臨時議長は〇〇委員を指名させていただきます。  よろしく願いいたします。  ここで暫時休憩といたします。 (午後 1 時 4 7 分)</p>
臨時議長	<p>休憩前に引き続き会議を再開します。 (午後 1 時 4 9 分)  日程第 6 「議事録署名委員の指名」を行います。  議事録署名員は、会議規則第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、議長において、臨時議席 2 番石原せつえ委員、 3 番伊藤博幸委員を指名いたします。  日程第 7 「会長の互選について」を議題とします。  事務局の説明を求めます。  事務局長。</p>
井上局長	<p>会期日程 7 「会長の互選について」、農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項の規定に基づき、会長の互選を行う。令和 2 年 7 月 2 0 日提出 大空町農業委員会。</p> <p>会長の互選について説明いたします。会長の互選については、農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項に「会長は委員が互選した者をもって充てる。」という規定があります。互選とは、相互に選挙することでありますから投票により行うのが原則であります。地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定で出席委員に異議が無い場合には、指名推薦の方法によることができるとされています。従いまして投票と指名推薦の 2 つの方法があります。  以上です。</p>
臨時議長	<p>お諮りします。  互選の方法についてどのようにしたらよろしいか、ご意見ありませんか。</p>
委員	<p>選考委員会で指名推薦する方法を提案します。</p>
臨時議長	<p>ただ今、〇〇委員から選考委員会で指名推薦する方法との提案がありました。他にありませんか。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

臨時議長	他にないようですので選考委員会で指名推薦する方法に、ご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
臨時議長	ご異議なしと認めます。 よって選考委員会で指名推薦する方法に決しました。
臨時議長	お諮りいたします。 選考委員については、議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
臨時議長	ご異議なしと認めます。 よって選考委員を議長において指名することに決しました。
臨時議長	それでは、選考委員に、臨時議席〇番〇〇委員、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員を指名いたします。 選考委員の方は、別室で選考委員会を開催してください。 ここで、暫時休憩とします。(午後1時52分)
	休憩中 (選考委員会開催)
臨時議長	休憩前に引き続き会議を再開いたします。(午後1時57分) 選考委員会から会長の選考結果について報告をお願いいたします。
選考委員	ただ今、選考いたしました結果、会長に石田正俊委員を指名いたします。
臨時議長	お諮りします。 ただ今、選考委員会から報告のあったとおり石田正俊委員を会長に決定することにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
臨時議長	ご異議なしと認めます。

石田会長	<p>よって石田正俊委員が満場一致で会長に選出されました。 これで会長の互選を終了いたします。 ここに会長が決定しましたので、臨時議長の任を解かせていただきます。これからの会議の議長は「農業委員会等に関する法律第5条第3項」の規定により、会長にお願いします。 ご協力ありがとうございました。 ここで暫時休憩とします。 (午後1時58分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (午後2時00分) 日程第8、議案第1号「会長職務代理の互選について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 事務局長。</p>
井上局長	<p>議案第1号「会長職務代理者の互選について」農業委員会等に関する法律第5条第5項及び大空町農業委員会会議規則第17条第2項の規定に基づき、会長職務代理者の互選を行う。令和2年7月20日提出 大空町農業委員会会長。</p> <p>会長職務代理者は、農業委員会等に関する法律第5条第5項に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」、また大空町農業委員会会議規則第17条第2項に「会長職務代理者は、あらかじめ互選しておくことができる」と規定されております。互選の方法につきましては会長の互選の際に説明しました方法と同様であります。</p>
石田会長	<p>お諮りします。 会長職務代理者の互選についてどのような方法がよろしいか、ご意見ありませんか。</p>
委員	<p>選考委員会で指名推薦する方法を提案します。</p>
石田会長	<p>ただ今、〇〇委員から選考委員会で指名推薦する方法との提案がありました。他にありませんか。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>他にないようですので、選考委員会で指名推薦する方法にご異議あ</p>

	りませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。  よって、選考委員会で指名推薦する方法に決しました。  お諮りいたします。  選考委員については、議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。  よって、選考委員を議長において指名することに決しました。  それでは、選考委員には先ほどの会長選出と同様に、臨時議席〇番〇〇委員、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員を指名いたします。  選考委員の方は、別室で選考委員会を開催してください。ここで、暫時休憩とします。(午後2時03分)</p> <p>休憩中 (選考委員会開催)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。(午後2時09分)  選考委員会から会長職務代理者の選考結果について報告をお願いいたします。</p>
選考委員	<p>職務代理者選考委員会の結果を報告致します。  会長職務代理者につきまして、東藻琴千草地区、丹羽真治委員を推薦したいと思っております。</p>
石田会長	<p>お諮りします。  ただ今、選考委員会から報告のあったとおり、丹羽真治委員を会長職務代理者に決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。  よって、丹羽真治委員が満場一致で会長職務代理者に選出されまし</p>



井上局長	<p>た。</p> <p>これで会長職務代理者の互選を終了いたします。</p> <p>続きまして、日程第8議案第2号「議席の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局長。</p> <p>議案第2号「議席の決定について」、大空町農業委員会会議規則（平成20年農業委員会規則第1号）第8条の規定に基づき任命後最初の総会において抽選により定める。令和2年7月20日提出 大空町農業委員会会長。</p> <p>議席につきましては、「大空町農業委員会会議規則第8条」の規定により任命後最初の総会において抽選により定めることとなっております。</p> <p>前回の平成29年の例では最終番号を会長席に、最終番号から1番前の番号を会長職務代理者席とし、他の委員は臨時議席順に仮抽選をし、仮抽選結果順に本抽選を行なったうえ議席を決定しております。</p> <p>今回は新型コロナウイルス感染症対策に鑑み、会議時間短縮の観点から、皆様のご同意をいただければ仮抽選を省略したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>お諮りします。</p> <p>ただ今、事務局から説明のあったとおり、前例により最終番号24番を会長席に、最終番号の1番前の23番を会長職務代理者席とすること、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なし の声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって24番を会長席に、23番を会長職務代理者席とすることに決しました。</p> <p>続いて議席の抽選を行ないます。</p> <p>抽選の方法については仮抽選を省略し、臨時議席順に本議席を抽選することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なし の声)</p>

石田会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって仮抽選を省略し、臨時議席順に本議席を抽選することに決しました。 事務局、抽選を行なって下さい。</p> <p>(臨時議席順に抽選)</p>
石田会長	<p>抽選結果を報告して下さい。 事務局長。</p>
井上局長	<p>抽選結果を報告いたします。 本議席 1 番小川委員、2 番上田委員、3 番森委員、4 番佐藤委員、5 番斎藤委員、6 番森賀委員、7 番伊藤委員、8 番長尾委員、9 番渡邊恵二委員、10 番福田重幸委員、11 番真鍋委員、12 番増子委員、13 番福田英信委員、14 番原本委員、15 番遠藤委員、16 番石原委員、17 番佐野委員、18 番渡辺誠委員、19 番高橋委員、20 番佐久間委員、21 番仲西委員、22 番岡本委員でございます。</p>
石田会長	<p>報告のとおり議席が決定しました。 決定した議席へ移動願います。 ここで暫時休憩とします。(午後 2 時 18 分)</p> <p>(休憩中、決定議席に着席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き会議を再開します。(午後 2 時 21 分) 会議日程 8、議案第 3 号「農業委員会等に関する法律の規定による各委員が担当する区域の決定について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 事務局長。</p>
井上局長	<p>議案第 3 号「農業委員会等に関する法律の規定による各委員が担当する区域の決定について」、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条第 6 項の規定に基づき、各委員が担当する区域（案）について審議を求める。令和 2 年 7 月 20 日提出 大空町農業委員会会長。</p> <p>平成 28 年 4 月に改正された農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づき、市町村農業委員会は農地利用最適化推進委員を</p>

	<p>委嘱しなければならないこととされておりますが、大空町農業委員会は同条第1項但し書きにより、遊休農地率1%以下、かつ、担い手への農地集積率70%以上に該当することから、昨年9月24日開催の総会において、推進委員を設置しないことを議決しております。同法第17条第6項の規定により推進委員を設置しない市町村農業委員会は、農業委員の担当する区域を定めることとなっておりますので、従前の例に倣い、地域事情に詳しく、日ごろから農地状況を把握しやすい各農業委員が居住されている地区を担当区域として定めるものです。</p>
石田会長	<p>これより質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 会議日程8、議案第4号「農政振興部会委員及び担い手育成部会委員の互選について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 事務局長。</p>
井上局長	<p>議案第4号「農政振興部会及び担い手育成部会委員の互選について」、大空町農業委員会互選規定（平成20年度農業委員会訓令第8号）第2条の規定に基づき農政振興部会及び担い手育成部会委員の互選を行う。令和2年7月20日提出 大空町農業委員会会長。</p> <p>委員の互選の方法についてご説明いたします。 「大空町農業委員会互選規程第2条」の規定により両部会とも部会委員の互選は、会議で互選することになっています。 農政振興部会の委員の定数は、「大空町農業委員会農政振興部会会議規則第2条」により12名以内、また、担い手育成部会の委員の定数は、「大空町農業委員会担い手育成部会会議規則第2条」により、12</p>

	<p>名以内となっています。</p> <p>互選とは、相互に選挙することではありますが、「大空町農業員会互選規程第11条」の規定により指名推薦の方法によることができることとなっていますので、互選会における指名推薦をお願いいたします。</p>
石田会長	<p>お諮りいたします。</p> <p>ただいま事務局より、両部会の委員については互選会による指名推薦をお願いしたいとの説明でしたが、他にご意見はございませんか。</p>
委員	<p>事務局の方で事務局案があれば提示して頂いて、それに従いたいと思っておりますが、他の委員さんはどうでしょうか。</p>
石田会長	<p>お諮りいたします。</p> <p>農政振興部会委員及び担い手育成部会委員の互選の方法について、事務局案とすることにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって事務局案とすることに決しました。</p> <p>事務局案を提示願います。</p>
井上局長	<p>それでは、事務局案を報告いたします。</p> <p>農政振興部会委員、丹羽真治委員、佐藤廣治委員、原本勝広委員、遠藤哲也委員、真鍋剛委員、佐野一義委員、福田英信委員、渡邊恵二委員、上田英樹委員、仲西政克委員、伊藤博幸委員、斎藤宏幸委員、以上12名でございます。</p> <p>続きまして、担い手育成部会委員でございます。</p> <p>岡本シゲ子委員、増子昭雄委員、佐久間仁委員、森英章委員、小川一浩委員、長尾照幸委員、渡辺誠委員、福田重幸委員、石原せつえ委員、高橋敬義委員、森賀祐司委員、以上11名でございます。</p> <p>なお、会長につきましては、どちらの部会にも属さないものといたします。</p> <p>以上が事務局案でございます</p>
石田会長	<p>ただ今、事務局案の報告がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質問があれば、お受けいたします。</p>

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号「農政振興部会委員及び担い手育成部会委員の互選について」を採決します。 お諮りいたします。 報告のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。 よって報告のとおり決しました。 次に農政振興部会「部会長・副部会長」及び担い手育成部会「部会長・副部会長」の互選について事務局より説明があります。
井上局長	部会長・副部会長の互選の方法についてご説明いたします。部会長・副部会長は、部会を構成する委員の互選で決定していただきたいと思えます。 互選とは、相互に選挙することありますが、部会構成委員の指名推薦でお願いいたします。
石田会長	お諮りいたします。 農政振興部会「部会長・副部会長」及び担い手育成部会「部会長・副部会長」の互選の方法について事務局から説明のあったとおり、部会構成委員の指名推薦とすることにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。 よって指名推薦とすることに決しました。 ここで互選会を開催するため、暫時休憩とします。 (午後2時30分)
	休憩中（各部会に分かれ互選会及び部会開催）
石田会長	休憩前に引き続き会議を再開します。(午後2時56分) それぞれの会の互選結果について、事務局から報告いたさせます。

井上局長	<p>互選の結果を報告いたします。  農政振興部会互選結果、  部会長 渡邊恵二委員  副部会長 佐藤廣治委員  担い手育成部会互選結果、  部会長 長尾照幸委員  副部会長 岡本シゲ子委員  以上です。</p>
石田会長	<p>ただ今、事務局からそれぞれの部会の部会長・副部会長の報告がありました。  これより互選結果について、質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。  これより「農政振興部会の部会長・副部会長及び担い手育成部会部会長・副部会長の互選について」を採決します。  報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。  よって報告のとおり決しました。</p>
石田会長	<p>会議日程9、報告第1号「一般社団法人北海道農業会議の会員について」を議題とします。  事務局の説明を求めます。  事務局長。</p>
井上局長	<p>報告第1号「一般社団法人北海道農業会議の会員について」、一般社団法人北海道農業会議定款第6条第4項の規定に基づき一般社団法人北海道農業会議の普通会员には農業委員会会長が就任する。令和2年7月20日提出 大空町農業委員会会長。</p> <p>一般社団法人北海道農業会議の会員についてご説明いたします。  農業委員会の関連組織といたしまして、各都道府県に農業に関する情報提供や市町村農業委員会の委員等の研修を行う「農業会議」とい</p>

	<p>う名称の団体が設置されており、「一般社団法人北海道農業会議」はその定款により、「法人の会員となった者をもって構成する」とされ、また、その普通会员の資格を有する者は、道内の市町村に置かれる農業委員会の会長、または当該委員会が1名に限って指名した委員と規定されております。</p> <p>大空町農業委員会においても、従前の例に倣い会長が一般社団法人北海道農業会議の普通会员に就任することを報告しようとするもので、その旨ご確認を願うものでございます。</p>
石田会長	<p>ただ今、事務局から説明のとおり、会長が北海道農業会議の普通会员になることにしたいので、これにご異議はございませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>それでは、北海道農業会議の普通会员については、会長が会員となります。</p> <p>引き続きお手元の追加議案書をお開き下さい。</p> <p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局よりお願いします。</p>
河西主査	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり農地法（昭和27年法律第229号）第5条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和2年7月20日提出 大空町農業委員会会長。</p> <p><b>【議案第5号利用権設定関係1番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、農地に農業用倉庫を建設したいとの農地転用の申請があったものです。</p> <p>第3地区農業委員さんにより、7月10日に現地確認をしており、既存施設の隣接地であるため、転用はやむを得ないという判断をいただいております。</p> <p>図面については、1ページおよび2ページに掲載しております。</p> <p>農地法第5条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、現地確認を行った第3地区委員より、補足説明があればお願いします。</p>

委員	<p>当案件につきましては、7月10日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより議案第5号利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号利用権設定関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>1番から3番までについて、譲受人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>河西主査。</p>
河西主査	<p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和2年7月20日提出 大空町農業委員会会長。</p> <p><b>【議案第6号所有権移転関係1番から3番朗読】</b></p> <p>1番から3番については、先月の農業委員会総会の際に買入協議の議決を頂いた案件です。内容はその際に説明いたしましたので、今回は説明を省略させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより議案第6号の1番から3番までについて質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>



石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。  これより議案第6号所有権移転関係1番から3番までについて採決  します。  本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。  次に議案第6号の4番について、提案理由の説明を求めます。  河西主査。</p>
河西主査	<p><b>【議案第6号所有権移転関係4番朗読】</b>  この件につきましては、平成27年度に農地保有合理化事業を利用  しており、今回北海道農業公社より農地を購入するものです。  元の所有者は、〇〇氏です。  以上です。</p>
石田会長	<p>これより議案第6号所有権移転関係4番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。  これより議案第6号所有権移転関係4番について採決します。  本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。  以上をもちまして、委員任命後の最初の総会日程は全て終了いたし  ました。  これで総会を閉じます。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時08分)</p>